

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、その翌日
が休みのとき)
の翌日

◇ 告 示

目 次

- 健康保険法等による看護料の支給基準
- 国民健康保険法による登録があつたとみなされるもの
- 国民健康保険法による申出の受理があつたとみなされるもの
- 環境基準の類型をあてはめる水域の指定
- 農業振興地域整備計画の決定
- 昭和四十七年十一月鳥取県告示第九百五十六号の廃止
- 鳥獣保護区の設定
- 地域森林計画の樹立
- 地域森林計画の変更
- 土地の用途廃止
- 土地の立入りの許可
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可
- 土地区画整備事業の事業計画の変更の認可 (三件)
- 昭和四十年十月鳥取県告示第五百二十三号の一部改正道路の位置の指定

◇ 教委告示

鳥取県指定天然記念物の指定の解除

◇ 公安規則

鳥取県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則

告 示

鳥取県告示第二百二十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条、日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)第十条及び船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第二十八条の規定による看護の給付を行なう場合の看護料支給基準を次のように定め、昭和四十八年四月一日から施行し、昭和四十七年四月鳥取県告示第二百六十号(健康保険法等の規定に基づく看護料の支給基準について)は、昭和四十八年三月三十一日限り廃止する。

昭和四十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

看護料支給基準

看護の給付対象者	一日当たりの看護料
	看護婦・准看護婦
コレラ患者、痘瘡患者、発疹チフス	看護補助者

一	患者及びベスト患者	三、九五〇円三、一五〇円	一
二	一に掲げる患者以外の法定伝染病患者、急性灰髄炎患者、開放性結核患者、結核病棟に收容された非開放性結核患者及び精神病患者	三、一六〇円二、五二〇円二、二一〇円	
三	一及び二に掲げる患者以外の患者	二、六三〇円二、一〇〇円一、八四〇円	

備考 一 看護料には、食費及び寝具料を含むものとする。

二 医師が療養上徹夜看護を必要と認めるときは、一日当たりの看護料の額に二割五分の額を加算することができる。

三 この基準は、最高額を示したもので、看護料金がこの支給基準の範囲内であるときは、現に要した費用の額とする。

鳥取県告示第二百二十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登 録 の 年 月 日
鳥国歯第 三二一号	松 下 理 一	昭和四十八年一月十日
鳥国薬第 二七三号	植 木 由 久 恵	二月八日
鳥国医第一、七五一号	春 木 伸 二	二十一日
“ 第一、七五二号	山 口 栄 次	十六日

鳥取県告示第二百二十二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
三朝町国民健康保険 竹田診療所	東伯郡三朝町大字穴鴨	昭和四十七年十二月二十五日
安田 歯科 医院	米子市朝日町五	昭和四十八年一月一日
明石 歯科 診療所	西伯郡名和町御来屋字西大 草松一三三の四	“

大月歯科医院	倉吉市上井三一六の六	"	四日
弓場外科医院	米子市旗ヶ崎荒神西灘 一三一三	"	二月一日
上田歯科	鳥取市西町一丁目四五四	"	"
西田内科	倉吉市堺町二丁目 九六二一三	"	三日
小徳歯科境診療所	境港市日ノ出町二〇	"	十五日
荻野薬局	鳥取市川端一丁目二〇六	"	"
フェライト 米里診療所	" 久末七〇の二	"	"

鳥取県告示第二百二十三号

公害対策基本法（昭和四十二年法律第百三十二号）第九条第二項の規定による公共用水域の水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の類型をあてはめる水域を、次のとおり指定する。

昭和四十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

海 域	類型
A	水 域
鳥取県地先海域（昭和四十八年三月鳥取県告示第二百一号に定める美保湾甲及び美保湾乙の区域を除く。）	環境基準の達成期間 直ちに達成する。

備考 類型の基準値は、次の表のとおりである。

海 域	類 型	基 準
A		水素イオン 濃度 (PH)
7.8以上 8.3以下		化学的酸 素要求量 (COD)
2ppm以下		溶存酸素量 (DO)
7.5ppm以上		大腸菌群数
1,000MPN 100ml以下		ノルマルヘキサ ン抽出物質 (油分等)
検出されな いこと。		

鳥取県告示第二百二十四号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第九条第一項の規定に基づき、農業振興地域整備計画を定めたので、同法第十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

その計画書は、鳥取県農林部農政企画課及び倉吉地方農林振興局に備えて縦覧に供する。

昭和四十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 名 称 中部広域営農団地整備計画
- 二 対象地域 倉吉農業振興地域

- 関金農業振興地域
- 大栄農業振興地域
- 東伯農業振興地域
- 赤碕農業振興地域

鳥取県告示第二百二十五号

昭和四十七年十一月鳥取県告示第九百五十六号（鶏等の移入を禁止する区域の指定について）は、昭和四十八年三月二十九日限り廃止する。

昭和四十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百二十六号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ二第一項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第十八条の規定により告示する。

昭和四十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	区 域	存続期間及び面積
若桜野鳥 愛護林	八頭郡若桜町若桜地内若桜町役場前庭忠魂碑を起点とし、基点から南西方に尾根づたいに通称鬼城山山頂に達し、同山頂から北西方に尾根道を通つて若桜説教所裏に達し、同所から南東方に山すそと平地の境に沿つて基点に至る線に囲まれた一円の区域	昭和四十八年三月三十一日から昭和五十三年三月三十一日まで 一〇ヘクタール
八頭郡智頭町智頭地内諏訪神社境内地及び境内林並びにこれに隣接する雑木林で智		昭和四十八年三月三十一日から昭和五十

智頭野鳥一 頭町大字智頭宿ノ内字宮山二二八四ノ一番
愛護林 地及び二二八五番地並びに字瀬戸田二二五番地から二二九番地まで及び二三〇―二番地の区域
三年三月三十日まで
一ヘクタール

鳥取県告示第二百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定に基づき、米子地域森林計画をたてたので、同法同条第五項の規定により、次の場所において公表する。

昭和四十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

公表の場所

鳥取県農林部林務課

鳥取県米子地方農林振興局及び鳥取県日野地方農林振興局

鳥取県告示第二百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第三項の規定に基づき、鳥取森林計画区、八頭森林計画区、倉吉森林計画区及び日野森林計画区の地域森林計画を変更したので、同法同条第五項の規定により、次の場所において公表する。

昭和四十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

公表の場所

鳥取県農林部林務課
各森林計画区を所管する地方農林振興局

鳥取県告示第二百二十九号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年三月二十三日から用途
廃止した。

昭和四十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	(面 平方メートル)	用 途
八頭郡八東町大字重枝字西開地一六一番一地先	二六・五六	道路敷
八頭郡八東町大字重枝字西開地一六三番地先	一一・七六	道路敷
八頭郡八東町大字重枝字前田六〇番地先から同町 大字重枝字前田六二番地先まで	四四・三七	道路敷
八頭郡八東町大字重枝字西開地一六一番一地先か ら同町大字重枝字西開地一六一番五地先まで	一三・一四	水路敷

鳥取県告示第二百三十号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第二項の規定に
基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同法同条第四項の規
定により告示する。

昭和四十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

特別高圧送電線浦富線一部鉄塔化工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

鳥取市岩倉、卯垣及び滝山地区内

四 立ち入ろうとする期間

昭和四十八年四月一日から昭和四十八年九月三十日まで

鳥取県告示第二百三十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づ
き、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第二項にお
いて準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画の種類及び名称

鳥取市都市計画駐車場事業 一号片原駐車場

三 事業施行期間

昭和四十七年十二月五日から昭和四十八年六月三十日まで

四 事業地

鳥取市片原二丁目

鳥取県告示第二百三十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十條第一項の規定に基づき、桜谷土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第三項において準用する同法第九條第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 施行者の名称
財団法人 鳥取開発公社
- 二 事業施行期間

変更前	昭和四十七年九月一日から昭和四十八年三月三十一日まで
後	第一工区 昭和四十七年九月一日から昭和四十八年七月三十一日 から
変更	第二工区 昭和四十七年九月一日から昭和四十九年三月三十一日まで

三 施行地区

変更前	鳥取市桜谷字地井田、字下堀田、字上堀田及び天神木の各一部
-----	------------------------------

後	第一工区 鳥取市桜谷字下堀田、字上堀田及び天神木の各一部
変更	第二工区 鳥取市桜谷字地井田の一部

- 四 土地区画整理事業の名称
桜谷土地区画整理事業
- 五 施行認可の年月日
昭和四十七年八月二十九日
- 六 変更認可の年月日
昭和四十八年三月二十八日

鳥取県告示第二百三十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九條第一項の規定に基づき、米子駅裏土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 組合の名称
米子駅裏土地区画整理組合
- 二 事業施行期間

変更前	昭和四十六年一月十六日から昭和四十八年三月三十一日まで
-----	-----------------------------

変更後

昭和四十六年一月十六日から昭和四十九年三月三十一日まで

三 施行地区

米子市目久美町の一部及び米子市道笑町三丁目の一部

四 事務所所在地

米子市中町二十番地(米子市役所建設部都市計画課)

五 設立認可の年月日

昭和四十六年一月十六日

六 変更認可の年月日

昭和四十八年三月二十七日

鳥取県告示第二百三十四号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定に基づき、米原南土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 組合の名称

米原南土地区画整理組合

二 事業施行期間

変更前

昭和四十七年四月四日から昭和四十八年三月三十一日まで

変更後

昭和四十七年四月四日から昭和四十九年三月三十一日まで

三 施行地区

米子市米原字治右衛門道東六拾間、字三軒屋道東、字南原、字寺町谷、字遊仙山及び字三軒屋道西空地並びに西福原字米川向鍋屋道西の一部

四 事務所所在地

米子市中町二十番地(米子市役所建設部都市計画課)

五 設立認可の年月日

昭和四十七年三月三十一日

六 変更認可の年月日

昭和四十八年三月二十七日

鳥取県告示第二百三十五号

昭和四十年十月鳥取県告示第五百二十三号(海岸保全区域の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和四十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県鳥取沿岸宝木海岸東浜地区海岸の項の次に鳥取県鳥取沿岸北条海岸の項として次のように加える。

次の基点を順次結んだ線及び基点一と基点一を結んだ線によつて囲まれた区域

基点 一 東伯郡北条町大字江北字灘際二九〇五番二四地の標柱一から北へ二五メートルの点(建設省直轄天神川測点〇点から北へ九十メートルの点)

鳥取県	基点 二	北へ二五メートルの点	二九〇五番二四地の標柱二から
鳥取沿岸	基点 三	北へ四〇メートルの点	大字国坂字灘際一三〇番次二地の標柱三から
北条海岸	基点 四	へ一五メートルの点	大字田井字灘浜四九八番の一地の標柱四から北へ
	基点 五	〇メートルの点	大字松神字灘際一二八一番地の標柱五から北へ
	基点 六	〇メートルの点	一二八三番地の標柱六から北へ
	基点 七	基点六から北へ八〇メートルの点	
	基点 八	五から北へ八〇メートルの点	
	基点 九	四から北へ八〇メートルの点	
	基点一〇	三から北へ八〇メートルの点	
	基点一一	二から北へ八〇メートルの点	
	基点一二	一から北へ八〇メートルの点	

鳥取県告示第二百三十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和四十八年三月三十日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十八年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市西品治 六四一 奥田 亀 寿	鳥取市安長字小橋一二三ノ七・一四ノ七地先農道、一二五ノ六地先農道の一部、一一三ノ七・一四二地先水路の一部	幅員 四・八〇メートル 延長 三五・〇〇メートル

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第五号

鳥取県文化財保護条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号）第三十条第一項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定天然記念物の指定をしたので、同条例同条第三項において準用する同条例第四条第二項の規定により告示する。

昭和四十八年三月三十日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

名 称	員 数	所 在 地	所 有 者 等
豊乗寺のスギ	三	八頭郡智頭町大字新見 七三 七六九 五五ノ一	豊乗寺 代表者 平井教真
福本のツバキ	二	東伯郡三朝町大字福本 小字六良治 一二二ノ二	石笠弘治

熊野神社社叢	下蚊屋明神のサクラ	武庫の七色ガシ	中ノ茶屋の一里マツ	笹津のハマヒサカキ群落	関金のシイ	落河内のカツラ	中江の一本スギ	田岡神社のツバキ樹林
日野郡江府町大字俣野 四七〇 四七一	日野郡江府町大字下蚊屋 七三八ノ四	日野郡江府町大字武庫 一九一五	鳥取市伏野 一、七七七ノ一	東伯郡赤碓町大字笹津 字城の内一、〇二六 字下の野一、〇二七ノ二	東伯郡関金町安歩五二四	八頭郡河原町大字北村 字倉房五八八	八頭郡若桜町中原 一、三三七ノ一	八頭郡佐治村大字津無 字南ケイチ四〇四
熊野神社 代表役員 船越照明	米沢財産区管理者 江府町長 井上健治	加藤富郎	武田真瑛子	笹津部落 区長 藪田堆得	関金町	中原慶治 中原喜愛	加地財産区 管理会長 坂口福治	田岡神社 氏子総代長 井本頼三

鳥取県教育委員会告示第六号

鳥取県文化財保護条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号)第三十一条第一項の規定に基づき、次の鳥取県指定天然記念物の指定を解除したので、同条例同条第三項において準用する同条例第五条第二項において準用する同条例第四条第二項の規定により告示する。

昭和四十八年三月三十日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 頭

- 一 名称
最勝寺の大シダレザクラ
- 二 所在地
八頭郡河原町大字片山字堂庭二九 最勝寺
- 三 所有者
最勝寺代表者 倉信隆源

公安委員会規則

鳥取県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年三月三十日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

鳥取県公安委員会規則第二号

鳥取県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県公安委員会の事務の委任に関する規則（昭和四十五年一月鳥取県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

- 本則に次の二号を加える。
- 五 仮運転免許を与えること。
- 六 仮運転免許の取消し

附 則

この規則は、昭和四十八年四月一日から施行する。

警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年三月三十日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

鳥取県公安委員会規則第三号

警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の定員の配分に関する規則（昭和三十四年十月鳥取県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

定 員 配 置 表

課 目 別	警 察					定 員		警 員
	警 視	警 部	警 部 補	査 査 部 長	査 査	計	計	
課 別	1	1					2	15
秘 書 課	4	2	6	16		1	1	17
警 務 課	1	2	1	1		5	5	5
教 養 課								7
厚 生 課	1	1				1	2	
厚 生 課 官								
厚 生 課 官 課	1	1				2	15	6
捜 査 第 一 課	2	3	4	6		6	14	2
捜 査 第 二 課	1	3	4	6		2	8	7
防 犯 課	1	2	3	2		2	4	18
防 犯 課 官	1	1	1	1		1	4	4
警 備 課	1	5	8	17		39	59	2
警 備 課 官	1	3	2	1		7	34	5
交 通 企 画 課	1	3	2	1		23	7	1
交 通 指 導 課	1	3	3	2		7	19	28
交 通 指 導 課 官	2	1	2	2		14	7	
機 動 隊	1	1	1	1		4	7	
機 動 隊 官	1	2	3	1		14	19	6
警 察 学 校	1	2	3	1		40	47	
小 計	21	34	43	70		116	284	140
岩 美 署	1	1	2	5		14	23	3
鳥 取 署	1	5	15	34		90	145	15
智 頭 署	1	2	4	9		28	44	7
家 頭 署	1	1	2	5		14	23	3
吉 田 署	1	1	3	6		16	27	3
吉 田 署 官	2	5	9	21		60	97	15
吉 田 署 官 課	1	1	4	7		23	36	5
八 木 署	1	5	15	34		98	153	22
米 子 署	1	3	6	9		28	47	10
境 港 署	1	1	2	5		13	22	3
境 港 署 官	1	1	2	5		15	24	3
小 計	12	26	64	140		399	641	89
合 計	33	60	107	210		515	925	229

附 則

この規則は昭和四十八年四月一日から施行する。